

ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において被災し、今回認可した当局所管のガス事業者の供給区域又は供給地点群の公営住宅等に移転した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

北海道瓦斯株式会社及び北ガスジェネックス株式会社

被災された需要家の平成28年4月、5月及び6月検針分の各ガス料金の支払期限を、それぞれ1ヶ月間延長する。

旭川ガス株式会社及び釧路ガス株式会社

被災された需要家の平成28年4月、5月及び6月検針分のガス料金について、それぞれの早収料金適用期間経過後も早収料金を適用する。

また、被災された需要家の平成28年4月、5月及び6月検針分の各ガス料金の支払期限を、それぞれ1ヶ月間延長する。